

貝 福 総 第 2 3 号

令和 2 年 7 月 28 日

大阪社会保障推進協議会

会長 井上 賢二 様

貝塚市長 藤原 龍男

(公 印 省 略)

2019 年度自治体キャラバン行動・要望書について

令和 2 年 6 月 9 日付けの標記要望書について、別紙の通り回答書を送付します。

## 2020 年度自治体キャラバン行動・要望書に対する回答書（貝塚市）

1. 自治体の職員削減をやめ、緊急時にも市民救済にこたえられる職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。

### （回答） 人事課

職員配置につきましては、業務量に応じ最適となるよう正規職員の定数管理に努めております。

災害等の緊急時には、貝塚市地域防災計画に基づき職員の業務体制を確保し、適切な対応を取れるよう努めているところです。

2. 各市町村独自の現金支給をいち早く、かつ何度も行ってください。

### （回答） 政策推進課

本市独自の支援策では、いち早く、休校などで負担が増えている子育て世帯を支援するため、保護者に対し、扶養されている未成年の子ども 1 人につき 1 万円を給付しております。また、新しい生活様式における暮らしを支援するため、障害者へ本市が発行する貝塚プレミアム商品券 12,000 円分を配付しているところです。

今後は、国において実施予定されている現金給付等の支援策を、スピード感をもって迅速に実施してまいります。

3. 国に対して特別定額給付金の第二弾、第三弾を行うよう強く要請してください。

### （回答） 政策推進課

本市においては、国の特別定額給付金を迅速に市民にお届けすることができました。また、本市独自の支援についても、国の交付金を活用して実施しているところです。今後につきましては、コロナ禍における市民の状況について注視してまいります。

4. 各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を立ち上げ、「食うに困っている」子ども、学生、シングルマザー、高齢者はじめ市民に食べ物が届くようにしてください。

### （回答） 子ども福祉課・福祉総務課・高齢介護課

本市では食に困っている方に直接食糧を提供する事業は行っておりませんが、拡大地域ケア会議や地域住民からの相談等を通じて食べることに困る恐れのあるかたを早期発見し、適切な支援につなげています。

企業等から食材の提供について打診があった場合には、市内の子ども食堂を紹介するなどその食材の活用をはかっている他、子ども食堂に補助金を交付すること等により引き続き支援をしてまいります。

生活困窮の相談において緊急に食べ物を必要とする方には、一時的な支援ができるよう、大阪府などの災害用備蓄物資の放出品のアルファ化米などの確保に努めていますが、フードバンク等の活用についても近隣自治体の実績などを参考にしながら、活用の可能性について研

究して参ります。

5. 小中学校の給食費を無償化してください。休校中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行ってください。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化してください。

(回答) 教育総務課・保育こども園課

学校給食費及び公立認定こども園の副食費の無償化について実施する考えはありません。また、休校中の給食実施の考えはありません。

6. 税・国民健康保険料・介護保険料などの値上げを行わず、さらに大幅な減免制度を行ってください。国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも適用拡大をしてください。6月の納付書送付時には、傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシをいれ周知を行ってください。なお、申請については窓口での三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

(回答) 課税課・高齢介護課・国保年金課

市税の基幹税目であります個人住民税及び固定資産税については、令和2年度地方税制改正において負担増となるような改正は行われておりません。市税の減免につきましては、市民税の減免、固定資産税の減免、身体障害者等に対する軽自動車税の減免等の制度がありますが、拡充についての考えは現在のところありません。

介護保険料につきましては、保険料の段階区分が第2、第3段階のかたを対象に、収入や資産などの基準に該当し、生計の維持が著しく困難な場合に保険料軽減措置を実施しており、更なる減免制度の拡充は現在のところ考えておりません。また、7月の納付書送付時には、徴収猶予や減免を記載したB6サイズのリーフレットを同封しております。各申請については、郵送での受付は行っていますが、メールでは実施しておりません。

国民健康保険料や減免については、大阪府の統一基準としているので、市単独での保険料の減額や大幅な減免などは実施する考えはございません。傷病手当は本来、給与所得者の給与補填が目的の制度でありますので、自営業者やフリーランスにも適用拡大する考えはございません。徴収猶予、一部負担金減免につきましては、ホームページに内容を掲載し、申請書をダウンロードできるようにし、感染防止のため窓口に行かなくても郵送による受付も実施しています。又、減免制度については議会の議決後に、ホームページに内容を掲載し、申請書をダウンロードできるようにし、感染防止のため窓口に行かなくても郵送による受付も実施してまいります。

7. 生活保護、住居確保給付金などの申請は簡易にし、三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

(回答) 生活福祉課・福祉総務課

生活保護の申請におきましては、申請意思を確認した上で、法に定められた事項を申請書に記載いただき受理しております。また、申請相談時において、マスクの着用、飛沫防止用アクリル板の設置、相談室の換気、広い部屋の活用等新型コロナウイルス感染防止対策を施してお

り、郵送申請等のためにホームページに申請用紙をアップする考えはございません。

住居確保給付金については市のホームページから申請書のダウンロードが可能です。申請にあたっては申請者に不利益が生じないよう、制度の説明や世帯状況の聞き取りを十分に行う必要があるため、原則として来所による申請をお願いしておりますが、希望される場合は電話等で聞き取りを行ったうえで郵送による対応も行っております。来所による申請相談の際には、マスクの着用、飛沫防止用カーテンの設置など感染防止対策を徹底しております。

8. 新型コロナ感染症で明らかになったように医療体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけてください。自治体として発熱外来を医師会、公立病院等と協力して確保してください。医療機関や妊婦をはじめ必要に応じてPCR検査がうけられるように拡大してください。

(回答) 健康推進課・病院総務課

医療体制の確保については、大阪府保健医療計画及び大阪府地域医療構想に掲げる内容について、大阪府主導のもと着実に推進するよう、従来から大阪府市長会を通じて要望しているところです。

新型コロナウイルス感染症に対応する「帰国者・接触者外来」については、本市の基幹病院である市立貝塚病院において、感染者の受け入れ及び入院病床の確保に努めているところです。

PCR検査体制の強化については、検査可能数を拡大すべく、保健所を介さずに検体の採取や検査を行う「地域外来・検査センター」の設置に向け、現在、大阪府において、地域医師会等との調整を進めているところです。

9. 堺市・東大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかってください。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望してください。地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻し、人員予算を拡充するよう大阪府に要望してください。

(回答) 健康推進課

保健所は、新型感染症の流行等不測の事態にも適切に対応いただけると考えております。引き続き、保健所との密接な連携のもと、健康増進施策を進めてまいります。

また、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を、直営に戻すことを要望する考えはありません。

10. マスク・消毒液・フェイスシールド・防護服・グローブ・ゴーグルなどを大阪府と協力して必要数を全医療機関および介護事業所等に配布してください。

(回答) 健康推進課・高齢介護課

本市におきましては、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言以降、感染防止対策資材の品薄状況に対応すべく、市内医療機関や介護事業所等に対し、複数回にわたり、マスクや消毒用微酸性電解水など、感染防止対策資材を配布してきたところです。

なお、現在、感染防止対策資材の流通状況については、徐々に改善傾向にあることから、今後は、それぞれの機関や事業所において、まずは自己調達していただくことを基本とする中で、本市といたしましても、第2波の感染拡大に備え、感染防止対策資材の備蓄強化に努めてまいります。

11. 患者・利用者減による医療機関・介護事業所・障害者事業所等の経営困難に対する赤字補填を国・大阪府に求めてください。

(回答) 政策推進課・健康推進課・高齢介護課・障害福祉課

医療機関・介護事業所・障害者事業所等に対しては、国・大阪府において様々な支援を実施しているところであり、また本市においても独自に介護事業所や障害者事業所への支援を実施しているところです。今後につきましては、各施設の状況に注視してまいります。

12. 「ステイホーム」が長引き、生活困窮や先行きの不安、養育疲れなどで、児童虐待やDVの可能性が高まる中、早期に把握し解決するための手立て、関係部署との連携をすすめてください。

(回答) 子ども福祉課・人権政策課

学校等の休校や外出自粛に伴い、子どもを見守る機会の減少、虐待リスクの高まりが懸念されたことから、要保護児童対策地域協議会が中核となり、その構成メンバーである学校、認定子ども園、子育て世代包括支援センター等と連携して定期的な見守り体制を強化しました。今後も地域のネットワークや関係部署と連携しながら、必要な支援につなげられるよう努めてまいります。

また、休業や外出自粛による生活不安やストレスからDVの深刻化が懸念されているため、DV被害者が早期に相談し、解決できるように市の広報誌で相談窓口の周知を図るとともに、関係所管課等と緊密な連携を図りながら必要な支援につながるよう取り組んでおります。

13. 自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。

(回答) 危機管理課

新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営については、国の通達や大阪府の「避難所運営マニュアル作成指針（新型コロナウイルス対策感染症対応編）」等を参考に対応を行うことが必要と考え、消毒液の設置やマスク着用の徹底、避難所において3密を避けることや咳や発熱症状のある方が出た場合には専用スペースを確保することなど、感染予防対策を順次進めているところです。